

## 営繕工事等における猛暑日を考慮した工期延長に関する試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、松山市が発注する工事において、猛暑による作業不能日を考慮した工期延長を適切に実施し、労働者の安全確保・健康管理の徹底を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 次の各号のいずれにも該当する工事を対象とする。

- (1) 4月から10月までの期間を工期に含む工事
  - (2) 屋外作業、または空調設備のない屋内作業など、猛暑環境下での施工が想定される工事
- 2 前項の規定にかかわらず、対象外とされた工事であっても現場条件の変更等により必要と認められる場合は協議により対象とすることができるものとする。

### (実施方法)

第3条 施工期間中の「猛暑による作業不能日数の実績」が、「当初見込んでいる猛暑による作業不能日数」と著しく乖離が生じ、かつ猛暑により現場作業を休止した場合には、受注者は工期延長の請求ができるものとする。

2 前項の請求を行う場合、受注者は次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 猛暑による作業不能日数の実績および当初見込みとの乖離状況がわかる資料
  - (2) 猛暑により現場作業を休止した状況が確認できる資料
- 3 本要領における「猛暑による作業不能日数」は、次の各号により算出する。

(1) 作業不能日数の計算式

(8時～17時にWBGT値が31以上となる時間の合計) ÷ 8時間

\*小数点以下第一位を四捨五入とする

(2) 除外日

土日祝日および夏期休暇(土日除く)3日は除く。ただし、就業規則等において事業場が任意の休日を設けている場合は、当該休日についても除くものとする)

4 「猛暑による作業不能日数の実績」は、環境省が公表している松山市の観測地点の暑さ指数(WBGT値)を用いることを標準とする。ただし、受注者が現場において暑さ指数を継続的に計測し、その記録が適正に管理されていると認められる場合は、当該計測値を用いることができる。

5 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、当初見込んでいる「猛暑による作業不能日数」と実績の乖離の妥当性を確認し、工期延長を可能とする日数について受注者に通知するものとする。

### (その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

### 附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。